中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づく認定について

自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者で、町長の認定を受けた場合、金融機関からの借入に対し、信用保証協会からの保証が一般保証に加え別枠で利用できます。なお、利用にあたっては金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。

**＜　認定の要件　＞**

・東伊豆町において1年間以上継続して事業を行っていること。

・指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20％以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20％以上減少することが見込まれること。

**＜　必要書類**　**＞**

・認定申請書　　　2通

・申請書添付書類（売上比較票）　２通

・災害等の発生における最近１か月の売上と前年同期の売上高が分かる書類

（試算表や売り上げ台帳など）　2通

・商業登記簿謄本または会社案内、パンフレットなどの町内で営業していることが分かる資料

※以下必要に応じて提出してもらう書類。

・委任状又は同意書　（※金融機関等による代理申請の場合。任意書式でも可）

**＜　留意事項　＞**

・認定申請書には実印を押印してください。

　・認定書の有効期間は３０日間になります。有効期間を経過しますと再度申請をしていただくことになりますのでご注意ください。

　・認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定保証関連の申し込みを行うことが必要です。

様式第４

|  |
| --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定申請書    　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日  東伊豆町長　太田　長八　様    申請者  住　所  氏　名  （名称及び代表者の氏名）  　電話番号  　私は、　　　　　　　　　　　　の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づき認定されるようお願いします。  記  １　事業開始年月日 　 年　　　月　　　日  ２ （１）売上高等  　 （イ）最近１か月間の売上高等  減少率　　　　　　％（実績）  Ｂ－Ａ  Ｂ ×100  　 Ａ：災害等の発生における最近１か月間の売上高等  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  　 Ｂ：Ａの期間に対応する前年１か月間の売上高等  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  （ロ）最近３か月間の売上高等の実績見込み  　減少率 　 ％（実績見込み）  （Ｂ＋Ｄ）－（Ａ＋Ｃ）  Ｂ＋Ｄ ×100  　Ｃ：Ａの期間後２か月間の見込み売上高等  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 円  　 Ｄ：Ｃの期間に対応する前年の２か月間の売上高等  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 円  ３　売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由 |

（留意事項）

①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②　町長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

**東伊観第 　　 号**

**令和　　年　　月　　日**

**申請のとおり、相違ないことを認定します。**

**（注）本認定書の有効期間：令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで**

**認定者名　　東伊豆町長　太田　長八　印**

（申請書の添付書類）

**売 上 比 較 票**

申請者名：　　　　　　　　　　　　　　　印

（表１：最近１カ月の売上高）

|  |  |
| --- | --- |
| 最近１か月の売上高【Ａ】 | 円 |
| Ａの期間に対応する前年同期の売上高【Ｂ】 | 円 |

（表２：最近３か月の前年同期の売上高【Ｂ】）

|  |  |
| --- | --- |
| Ａの期間後２か月間の見込み売上高【Ｃ】 | 円 |
| Ｃの期間に対応する前年同期の売上高【Ｄ】 | 円 |
| 最近３か月の見込み売上高【Ａ＋Ｃ】 | 円 |
| 同期間における前年同期の売上高【Ｂ＋Ｄ】 | 円 |

（最近３か月の企業全体の売上高の減少率）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **【Ｂ＋Ｄ】**　　　　　　円　－**【Ａ＋Ｃ】**　　　　　　　円 | ×100＝ | ％ |
| **【Ｂ＋Ｄ】**  　　　　　　　　　円 |

上記のとおり売上を確認し、相違ありません。

また、改めて疎明資料の提出を町から求められた場合は、提出に応じます。